

和光市立小・中学校における働き方改革基本方針

令和4年11月 一部変更
和光市教育委員会

和光市では、令和2年12月に和光市立小・中学校における働き方改革基本方針を策定し、令和4年11月に、「新たな学びと働き方で 子供たちと未来を創る」を合言葉に教職員の持続可能な成長を保障し、学びを楽しみ、生きがいを感じる働き方を実現するために、基本方針を改訂しました。

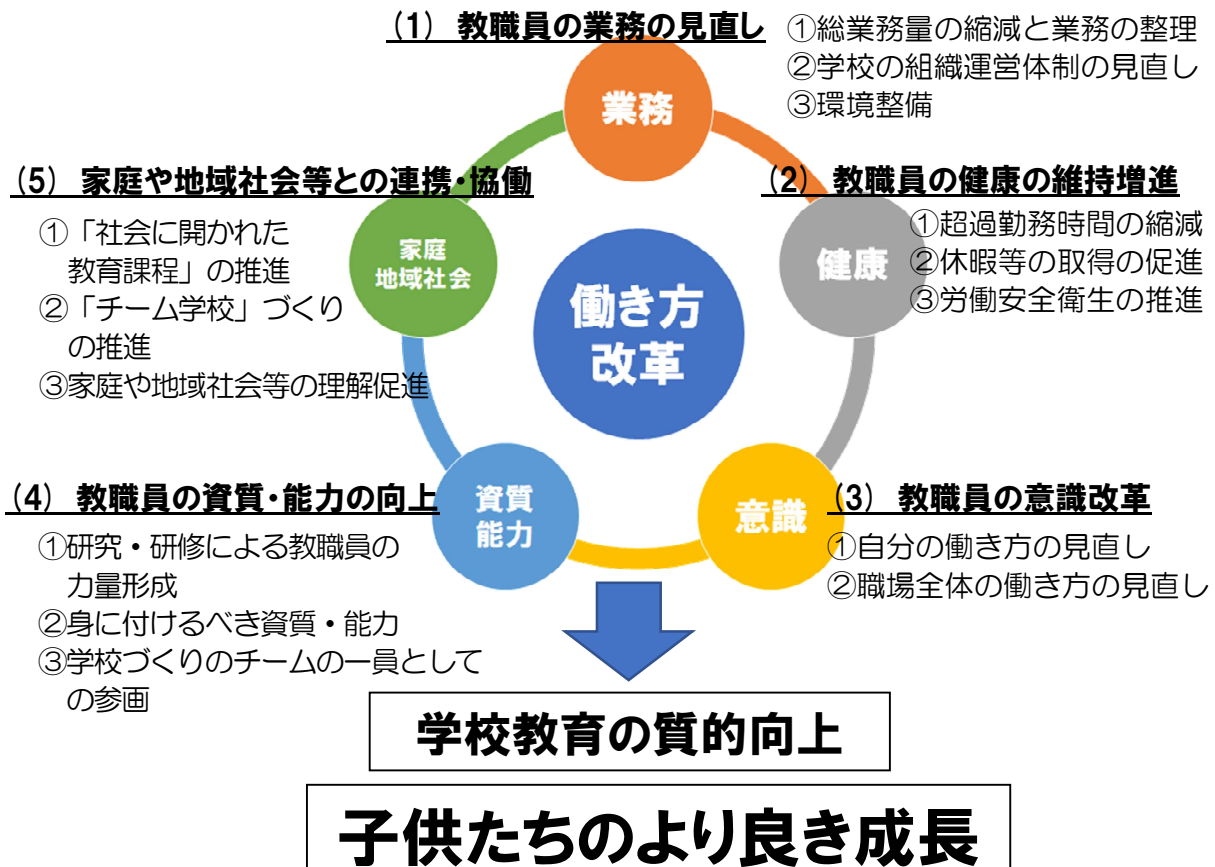
子供たちと直接関わる教職員が生き生きと働き、心身共に健康で充実した日々を送ることが、学校教育活動の質を高め、子供たちをよりよく育むとともに、学校が子供たちにとってより楽しく魅力あふれる場となることにつながります。

保護者や地域の皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

期 間:令和4年11月1日～令和7年3月31日

目 的:教職員の働き方を見直し、学校教育の質の維持・向上を図る。

○5つの基本方針と具体的な取組



○本市における具体的な取組(抜粋)

(1) 出退勤管理システムの活用

教職員の時間外在校時間について、客観的データに基づいて管理します。

(2) 留守番電話による時間外対応

時間外対応の縮減に努めます。

R5 1学期より変更

◎ 留守番電話のセット

【小学校】午後5時00分～午前8時30分

【中学校】午後6時30分～午前8時00分 ※ 上記留守番対応の時間において、やむを得ず、緊急な連絡が必要な場合は、市教委へ。出欠連絡は、さくら連絡網を使用する。

和光市役所 048-464-1111

(3) 部活動ガイドラインの制定とそれに基づく活動

本市中学校における部活動の在り方を定めたガイドラインを制定し、それに基づく活動をしています。令和8年度、部活動の土日・祝日の地域移行が実施できるか検討中。

◎ 4つのポイント+α

1 活動時間の設定

- 平日…2時間程度 休日…3時間程度 *朝練は原則廃止

2 休養日の設定

- 平日は少なくとも1日 ・ 週休日は少なくとも1日以上(週末にとれなければ振替える)

3 オフシーズンの設定

- 夏休み・冬休み…1週間程度の連続したお休みを設ける。
- 学校閉庁日(お盆、年末年始)には原則活動しない。

4 大会前の例外

- 大会前及びコンクールの開催前2週間前に限り規定に限らず活動できる(定期テストや上限時間等の制限あり)。

(+α 自転車保険への加入)

(4) ストレスチェックの実施

市内全小・中学校の教職員を対象として、ストレスチェックを実施しています。

(5) 学校基本閉庁時刻及び自己研修時間の設定

令和5年度から市内全小・中学校で教職員の最終退校時刻を設定する。

◎ 業務員による学校施錠を基本とし、施錠時間後の教職員の退勤については管理職への事前申請を行う。

小学校：18時30分 中学校：19時00分

◎ 各学校で教職員の最終退校時刻を設定する。

(6) 給食の公会計化

令和6年度より開始見込

◎ 給食を公会計化し、給食費の徴収管理における教職員の負担軽減を図る。

(7) 教材費の口座振替化

令和6年度より開始見込

◎ 学級費を教材費に統一化し、手集金から口座振替による引き落としとして、教職員の負担軽減を図る。